

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 神奈川県・臨時特例企業税

Q : 神奈川県では臨時特例企業税という新税が導入されることになったそうですが、どのような税金なのでしょうか。

A : 繰越欠損金額を控除する前の当期利益金額を課税標準として原則3%の税率で一定の法人に課税されるものです。

【解説】

神奈川県は、法人事業税に外形標準課税が導入されるまでの当分の間の措置として、資本金額又は出資金額が5億円以上の法人に「臨時特例企業税」を導入することにしました。平成13年8月1日以後開始する事業年度から適用されます。

臨時特例企業税は、欠損金の繰越控除を適用した事業年度を対象に、繰越欠損金額を控除する前の当期利益金額を課税標準として課税することとされています。これまで繰越欠損金額があるために利益があっても結果として法人事業税が課税されなかったという場合でも、今後は欠損金額控除前の当期利益に対して一定の課税が行われることとなります。

税率は3%（信用金庫、農協等は2%）です。ただし、国や公共法人・公益法人等の事業活動や電気・ガス供給業、生命保険・損害保険業など収入金額を課税標準として法人事業税が課税される事業は非課税です。

東京都の金融機関に対する法人事業税の外形標準課税や、大阪府の法人府民税均等割の超過課税など、税収不足で財政状況の悪化している地方自治体では、財源確保のために独自課税に動き出しています。

